

在宅医療支援センター便り 第2号

藤沢市医師会
在宅医療支援
センター
2020年11月発行



在宅医療支援センターは、住み慣れた地域で最期まで、その人らしい療養生活を送ることを支えるために、情報の提供や、多くの職種との連携を図って、スムーズな在宅医療ができるようにコーディネートの業務を行っています。

市民の皆様からの直接のご相談はお受けしていませんが、地域の病院・診療所や、ケアマネジャー、介護職、薬局、訪問看護ステーションなど、「医療・介護の関係者の方を通じて」ご相談を受けて、在宅医療の医師の紹介、退院の支援、受診の相談を業務としています。



第1号では、在宅医療について、病院の役割等についてお伝えしました。

第2号では、在宅医療を支える職種や事業所などについてお伝えします。

在宅医療を続けるためには、多くの場合、病気や高齢による衰弱などで日常生活を支える「介護支援」が必要となります。

そのような場合は、医療や看護に加えて、介護保険によるサービスを利用できます。在宅医療をうまくやっていくには医療サービスだけでなく、介護保険のサービスをうまく使っていくことが必要です。

🌸 在宅療養で受けられるサービス

医療サービスと介護サービスの両方で、在宅の療養生活を支えてくれます。

1、医療サービス（診療などの提供）

医療保険を利用します

訪問診療

訪問歯科診療

訪問薬剤管理 など

2、介護サービス（日常生活上の支援）

介護保険を利用します

訪問介護

訪問リハビリ

訪問入浴介護

通所介護 など

介護保険で福祉用具（ベッド・車いす・床ずれ予防マットなど）のレンタルができます。

3、訪問看護

身体状況により、介護保険もしくは医療保険の制度を利用します。

在宅医療の全体像

医師や看護師・ケアマネジャー・歯科医師・薬剤師
栄養士・理学療法士・ヘルパーなど、さまざまな
職種が連携して体制がつけられます。

安心して療養生活を送れるように、多職種による
医療や看護、リハビリ、家族への支援などを
受けることができます。

今回は、在宅医療が始まるまでについてと、
さまざまな職種の役割についてお知らせします。



在宅医療が始まるまで

1、「在宅医療にする」ことを選択。

在宅医療は、通院が困難になった方が対象になります。徐々に身体の機能が低下してきた、がんの終末期で緩和ケアが必要になった、脳卒中の後遺症などでリハビリテーションが必要になった、自分の口から食事をするのが困難になった方などです。

このような場合、主治医を決めて自宅や施設などでの訪問診療を受けることを選択します。

① 在宅医療に向けた手続き

・入院している病院から自宅へ退院する場合

入院先病院の地域医療連携室（病院によって名称が異なることもあり）にご相談ください。地域医療連携室担当者、在宅医療を行う医療機関とが連携して、在宅医療にスムーズに進むよう調整してくれます。

・通院をしていた方が在宅医療に切り替えたい場合

まずは、かかりつけ医師に相談をして、訪問診療や往診を行っているか聞いてみてください。

行っていない場合は、担当ケアマネジャーに相談してください。地域の訪問診療を行う医療機関を紹介してくれます。

担当ケアマネジャーがいない場合は、各地区のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）に相談してください。

② 自宅で受けられる医療

自宅でもさまざまな治療を受けることができます。

点滴・酸素吸入・痰の吸引・人工呼吸器での呼吸管理・高カロリー輸液・経管栄養（胃ろうなど）・輸血など

在宅医療を受けている場合でも、ショートステイ・デイサービスなども利用することができます。

2、在宅医療における、それぞれの役割

医師



診察や治療、お薬の処方などを行い、病気や健康状態の管理を行います。計画的に訪問をしますが、病状により訪問の回数を調整します。

訪問看護師



かかりつけ医の指示に基づいて、訪問看護ステーションから訪問し、健康管理、療養生活上のお世話や診療の補助などを行います。24時間365日対応しているステーションもあり、病状の急変などに対応します。

ケアマネジャー



介護や支援を必要とする人が、介護保険制度を利用して自立した生活を送れるように支援を行います。正式名称は「介護支援専門員」と言い、利用者と相談して在宅医療・介護サービスの利用についての計画を立てます。

歯科 医師



訪問歯科診療を行っている歯科診療所があります。歯科医師、歯科衛生士が簡単な処置・義歯の調整・口腔ケアを行います。かかりつけの歯科医師にご相談ください。または、藤沢市歯科医師会「お口の相談室」にご相談ください。(☎ 26-3310)

薬剤師



訪問薬剤管理指導を行っている薬局の薬剤師が訪問し、医師の指示で服薬状況の確認、薬歴管理、服薬指導などを行います。かかりつけ薬局にご相談ください。

理学療法士・作業療法士



医師の指示に基づいて、在宅で安心・安全に在宅生活を送れるように、様々な運動などを行い、日常生活に必要な体力をつけます。福祉用具の紹介や住宅改修の提案なども行います。

ヘルパー



身体状況や生活状況に応じて、入浴・食事・排泄・調理・洗濯・通院介助など、生活の援助を行います。

訪問栄養士

医師の指示に基づいて、管理栄養士が病状、栄養状態に適した食事指導を行います。

*この他、介護度によって**訪問入浴サービス**を受けることもできます。

*介護保険適応外ですが、**訪問理美容**などがあり、ご自宅でカットやパーマなども可能です。

在宅医療は、「自宅で行われる医療」だけと理解されがちですが、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅なども含めた「暮らしの場での医療」と考えられています。「生活の場に、医療専門職が訪問して提供する医療」と考えていただくと良いと思います。

ご自宅だけでなく、施設によっては入所されている方も同様のサービスが受けられます。

🌸 介護保険で利用できる次の施設を上手に利用しながら、在宅医療を受けることができます。

ショートステイ (短期入所生活介護・短期入所療養介護)

宿泊機能を持つ施設に短期間入所して、食事や入浴、排せつなど、日常生活に関わるお世話を提供してもらえます。

常に介護が必要な方の生活をサポートすることで、介護者（家族）の負担を軽減するのが目的です。

【利用したい状況】

- ・将来の施設入所を踏まえて、事前に慣れておきたいとき
- ・家族（介護者）の疾病、冠婚葬祭、出張
- ・家族（介護者）の身体的・精神的負担の軽減 など

デイサービス (通所介護・通所リハビリテーション)

自宅で生活できるように日帰り施設などに通って食事や入浴、身体機能の維持・向上を目指した機能訓練を行ったり、他者との交流を通して社会的孤立感の解消や認知症予防を図るところです。また介護者の身体的・精神的負担の軽減も目的とされています。

🌸 次号では、「在宅医療に必要な料金」について掲載予定です。

在宅医療支援センターでは無料で出前講座を行なっています。「在宅医療について」「かかりつけ医を持つこと」「ACP（人生会議）」についてなどお話しさせていただきます。人数の多少は問いません。

お申込みは、藤沢市医師会ホームページをご覧ください。

「出前講座申込書」をダウンロードしていただき、ご記入の上申込みをお願いします。FAX 番号(0466-41-9981)

発行 藤沢市医師会在宅医療支援センター
藤沢市地域包括ケアシステム推進室

問い合わせ先 藤沢市地域包括ケアシステム推進室 ☎ 0466-50-3523

